

議案第58号

四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日 提出

四條畷市長 錢谷 翔

提案理由

学校施設の使用許可申請について、施設予約システムの活用に伴う運用の見直しに合わせ、申請手続を整理し、許可事項の変更手続を明確にするため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例

四條畷市立小・中学校施設使用条例（昭和34年条例第251号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用しようとする施設の当該学校長を經由の上、別に定める様式によつて」を削り、「教育委員会に申請書を提出し」を「教育委員会に申請し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。